

資料提供

令和元年7月5日

(和歌山県景観計画の変更 令和元年7月5日告示)

「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を拡大し
その名称を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」に変更します
～地域の特性を活かしたより良い景観の形成を推進～

1. 事項名

和歌山県景観計画(景観法に基づく良好な景観の形成に関する計画)の変更

※令和元年5月17日 和歌山県景観審議会 答申

2. 目的

和歌山県景観計画では、景観行政団体である和歌山市、田辺市、高野町、有田川町を除く県下全域を景観計画区域とし、更に、景観計画区域のうち特に重要であると認められる地域として、世界遺産の周辺地域を特定景観形成地域に指定し、良好な景観形成を図るための景観形成基準や一定規模を超える建築物、工作物等の新築及び改築等に対する届出制度の対象となる行為を定め、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を推進している。

3. 変更内容

和歌山県景観計画において、平成23年7月1日に指定した「高野山町石道周辺特定景観形成地域(紀の川市、かつらぎ町及び九度山町の一部)」について、かつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録(平成28年10月24日)されたことを受けて、かつらぎ町の一部区域を拡大し、またその名称を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」に変更する。

※令和元年9月1日施行(施行日以降に行う建築物、工作物等の新築、改築等に適用)

4. 高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の概要(別紙参照)

- ・地域を景観特性に応じて、4つの区域に分類し良好な景観の形成を推進。
- ・それぞれの区域について、届出の対象となる行為や、形態・意匠などの基準を設定。

5. 詳細資料(和歌山県景観計画)の閲覧方法

- ・和歌山県のホームページから閲覧、ダウンロードすることができます
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>)
- ・県の機関への備え付け
県庁都市政策課(県庁南別館10階)
那賀振興局建設部、伊都振興局建設部

お問い合わせ先

都市政策課 景観・公園班

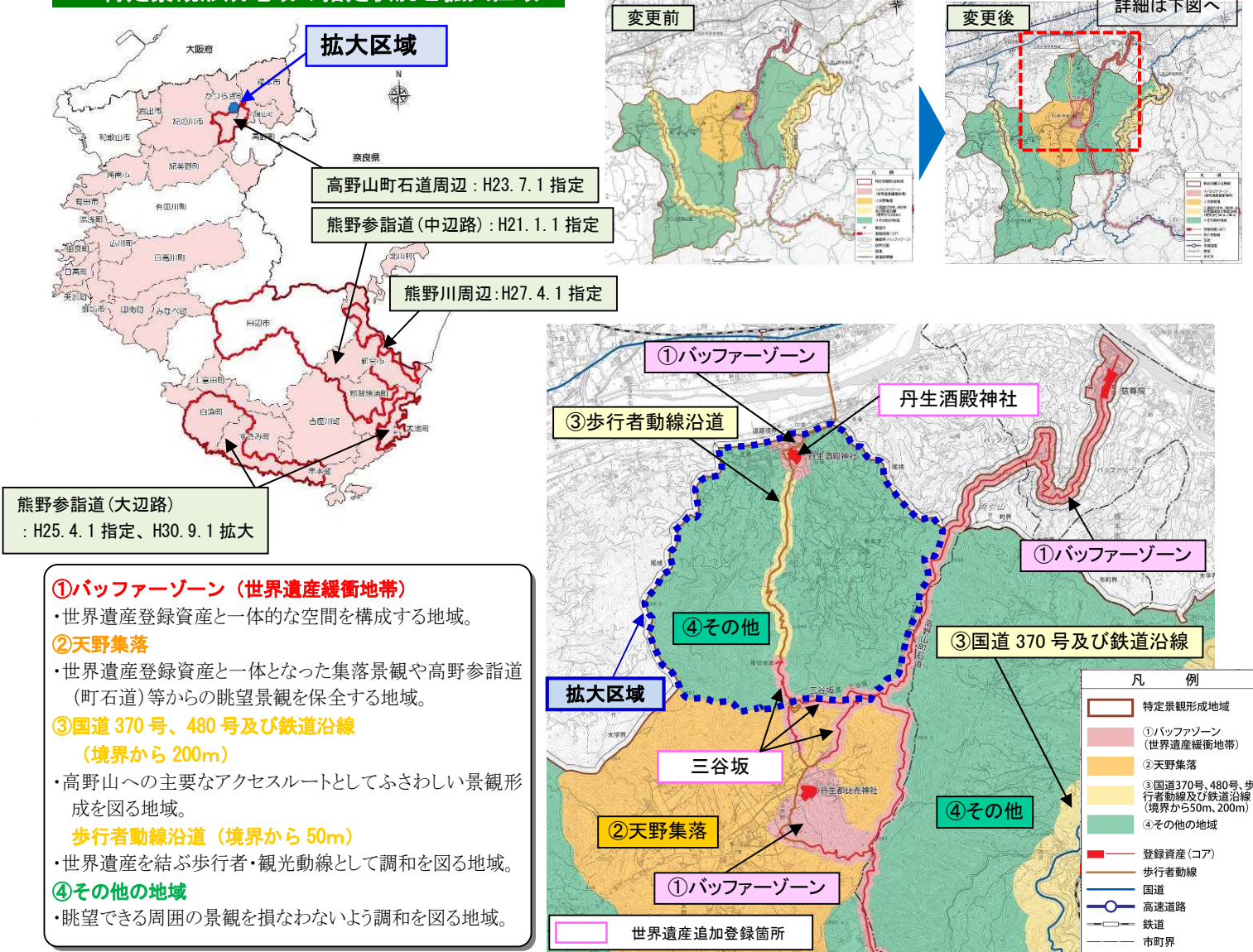
担当:小松、平畑

TEL 073-441-3228

高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大等に伴う和歌山県景観計画の変更 【概要】

かつらぎ町内の「三谷坂」、^{みたにざか}「丹生酒殿神社」^{にうさかどのじんじゃ}が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたことを受けて、紀の川市、かつらぎ町、九度山町の一部を対象に指定している「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を拡大しその名称を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」とする和歌山県景観計画に変更

1. 特定景観形成地域の指定状況と拡大区域



2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準

- 届出規模
高さ13m超又は
建築面積1000㎡超
- 基準
周辺景観との調和
等
- ※概ね4階建て以上の
建築物を対象

① バッファゾーン

- 届出規模
全ての行為
- 基準
高さ13m、建築面積
1000㎡を超えない規模とする等
- ※小規模な建物も
対象

② 天野集落 (参考)

- 届出規模
高さ10m超又は
延べ面積500㎡超
- 基準
落ち着いた色彩等
色彩基準あり
- ※中規模な建物も
対象

③ 国道、鉄道沿線 歩行者動線沿道

- 届出規模
高さ10m超又は
延べ面積500㎡超
- 基準
落ち着いた色彩等
色彩基準あり
- ※中規模な建物も
対象

④ その他の区域

- 届出規模
高さ13m超又は
延べ面積
1,000㎡超
- 基準
落ち着いた色彩等
- ※概ね4階建て以上の
建築物を対象